

環境社会配慮助言委員会 第64回 全体会合

日時 平成27年12月7日（月） 14:30～17:06

場所 JICA本部 113会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

○村瀬 お待たせいたしました。それでは、第64回環境社会配慮助言委員会全体会合を始めさせていただきます。本日、司会は審査部環境社会配慮監理課の村瀬が務めさせていただきます。よろしくお願いします。

毎度同じ案内で恐縮ですが、マイクの注意点をお知らせいたします。逐語議事録を作成しております関係で、ご発言される際には、必ずマイクを使用してください。また、ご発言の際にマイクをオンにし、またご発言が終わりましたらオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、マイクは3、4人に1本用意させていただいております。恐れ入りますが、適宜マイクを回していただき、ご協力をお願いいたします。

それでは、村山委員長よろしくお願いします。

○村山委員長 では、64回の全体会合を始めさせていただきます。

まず、案件概要説明ということで、今日は2件あります。1件目がミャンマーの経済特別区開発事業スコーピング案ということです。

では、最初にご説明をよろしくお願いします。

○府川 民間連携事業部海外投融資第一課、府川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、この海外投融資案件で、ミャンマーのティラワ経済特区のフェーズ2ということでございます。フェーズ1のほうで経緯をご存じの方も多いかとは思いますが、改めて全体の流れをご説明させていただきます。

まず、ミャンマー政府は経済特区開発による外国企業誘致を方針として掲げておりまして、特にティラワSEZについては日本の協力を得て開発を進めたいという意向でございました。

これを受けて、2012年12月、日ミャンマー両政府間で協力協定が署名されまして、両国政府が協力するプロジェクトとしてティラワSEZ、2,400ha、これを開発していくということが確認されました。

全体2,400haのうち400haを早期開発区域として、日緬共同事業体（MJTD）が先行開発をしていくということになりました。2014年4月には私どもも海外投融資による出資決定を行いまして、こちらの早期開発区域については2015年9月に開業しております。

早期開発を行ったフェーズ1についてが、こちらのスライドでございます。

ヤンゴン市近郊のティラワ地区において、早期開発区域400haを対象に工業団地等の開発、販売、運営事業を行うというものでございまして、その主体としては、日緬の民と官が参加します日緬共同事業体（MJTD）でございます。

環境社会配慮に関する経緯を簡単に記してございますけれども、13年9月、日緬民間企業がEIAを作成。同10月には、日本側の出資者である3商社が日緬共同事業体

(MJTD)の設立を発表いたしました。さらに11月、この場におきまして環境レビュー方針の諮問を行いまして、これを受けて、翌年3月、JICAがMJTDへの出資を決定いたしました。

Zone A以外の残り2,000haについては、ミャンマー政府の要請を受けまして、JICAが13年10月から、民間企業の事業性判断に貢献するような資料を作成するための調査を実施して参りました。

今般、MJTDが2,000haの中で、次期開発区域Zone Bとしまして約700haを特定しまして、事業計画それからEIA作成のための調査を開始いたしました。また、ミャンマー政府がこの区域の用地取得計画を作成中でございます。

こちらが今回の助言の対象調査ということでございます。

一方、JICAのほうの調査は、当初2,000haに係る開発計画及びそれに係るSEA、EIAの策定を予定しておりました。

しかしながら、この調査と並行してMJTDが具体的な計画策定を行うこととなりましたため、重複や不整合を避けるため、JICA側の調査では開発計画のうち土地利用計画のみを策定するという事にいたしました。

これに伴いまして、環境社会配慮面については、環境・社会状況に係るベースライン調査及び土地利用計画に係る代替案検討をJICAの調査の中で実施をいたしました。これらの実施に関しましては、住民協議の実施等、JICA環境社会配慮ガイドラインに沿った対応を行って参りました。

次に、Zone Bについてです。

こちらのスライドが、ティラワ2,400haの全域でございます。ブルーに塗った部分、ここが早期開発を行ったZone A、400haでございます。今回のZone Bはオレンジのところですよ。上下に散らばっていますけれども、Zone Bがこのオレンジのところということになります。ここに工業団地、住宅等の開発・販売・運営事業を行うということでございます。

やはり、開発主体はMJTDになるということです。

そのZone Bに関する調査の概要でございます。

MJTDのほうで調査をしておりますのが、事業コンセプトデザインの作成、それからEIA関連ということで、環境・社会調査、住民協議会実施、EIAレポートの作成であります。

RAPについてはミャンマー政府のほうで作成をしております。

そして、助言対象資料でございますけれども、スコーピング段階ではスコーピング案、ドラフトファイナルレポートの段階ではEIA及びRAPドラフトというふうに考えております。

スコーピングの段階では、JICAのほうで実施をしてきました調査の結果、そのベースラインや土地利用計画に関する代替案でございますけれども、こちらを参考資料と

してご提示申し上げたいというふうに考えております。

次のスライドが建設予定地、Zone Bの現状でございます。

環境社会配慮事項といたしましては、ガイドラインは新ガイドライン。カテゴリーはカテゴリーAでございまして、根拠としましては、工業開発セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するためであります。

環境許認可。ミャンマーでは本事業に対しEIAは義務づけられておりませんが、MJTDがETA報告書を作成中です。

汚染対策といたしまして、工事中は大気汚染・騒音・廃棄物、供用時は騒音・水質汚濁・廃棄物の発生が想定されます。

自然環境としては、事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺には該当してございません。

生態系に関しては、雨期・乾期のそれぞれについて調査を実施中です。

社会環境。約400世帯の非自発的住民移転が発生するというふうに想定しております。この中には、農地のみが区域内にある50世帯も含まれます。

RAPはミャンマー政府がJICAガイドラインに沿った内容で策定中でございまして、JICAは専門家を派遣して支援中であります。RAPに沿って、再取得価格に基づいた補償及び移転が進められるというふうなことです。

最後に、今後のスケジュールでございます。

調査、それから影響評価のほうは12月から1月、2月というふうに実施をされていく予定でございまして、住民協議はスコーピング段階とドラフトファイナル段階、今月及び来年3月以降であります。

助言委員会は、本日全体会合を受けて、25日にワーキンググループをお願い申し上げたいと思います。またドラフト段階でのワーキンググループをお願いしたいと考えております。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 ありがとうございます。

経緯がやや複雑なので確認をさせていただきたいのですけれども、2,000haにJICAは協力準備調査を当てていたが、重複や不整合を避けるために、土地利用計画のみを策定というふうに書かれているのですが、教えていただきたいのは、この土地利用計画というのは、今回の対象となっている700haのゾーンを含んでいるという理解でよろしいのかどうか。それはすなわち、中身としてはどこまで調査をしたものかということが一つ。

それから二つ目は、ゾーン分けなんですけれども、今回非常に虫食い状態にZone B

が選ばれているわけですが、ここを選んだ理由について教えていただきたいというのが二つ目。

それから三つ目は、約400世帯の非自発的住民移転が発生すると書かれていますが、この中には軍事政権下に、ティラワの最初のフェーズもそうでしたが、「補償」といいますか、当時の開発計画に基づいて一定程度の資金を払った住民たちを含んで約400世帯なのかどうか。

ここの3点について教えていただければと思います。

○府川 ありがとうございます。

1点目ですけれども、JICAの調査では、今後のティラワ地区の開発ポテンシャルとしてどのような産業を誘致すべきかといった、非常にマクロ的なことを検討いたしました。したがって、その700haの、「次期開発をこの場所に特定します」とか、「そこで必要なインフラは何です」といったところまでの特定は入っていないものでございます。

それから、今回、先ほどのスライドで言うとZone Bに当たるこのオレンジのところ、いろいろ散らばっているのではないかということなんですけれども、これは、それぞれ土地の特性に応じて、この部分は工業開発をするとか、この部分はロジスティックスに使うとか、そういった戦略に基づいて、この700haの土地が選定されているというふうに理解をしております。

あと、400世帯の中には、過去に補償を受け取った人たちが含まれるという理解です。

○村山委員長 ほかに。

柴田委員。

○柴田委員 聞き漏らしてしまったかもしれないのですけれども、何点か伺いたいのが。1点目なのですけれども、Zone Aの開発・販売・運営事業の状況に関しまして、何か資料があるのか、ないのか。ある場合は、何か情報がありましたら教えていただきたいなと思います。

2点目なんですけれども、これももしかしたら聞き漏らしたかもしれないのですが、色分けの地図のスライドですね、これのピンクのEXCLUDED AREAのところは具体的にどういったエリアなのかというのと、あわせて、この地図の中の白抜きになっている部分は、現状どのような土地利用がなされているのかというのを、もしおわかりになりましたら教えていただければと思います。

○府川 かしこまりました。

まず、1点目のご質問。すみません、ここは会社のほう、MJTDのほうで外部に公開していない数字だと思いますので、どこまで出せるか確認させていただきたいと思いますが、全体としては、販売は好調であるということでございます。

当初、10年かけて販売していくというような営業見通しになっていたのですけれど

も、大分速いペースで販売が進んでいるという状況でございます。

○金籠 2点目についてですが、まず、ピンクのEXCLUDED AREAになりますが、こちらについては、例えば既に大学ですとか、宗教施設ですとか、ほかの開発などに既に使われているエリアで、SEZから見ると除外区域になっているところということになります。

その次に、白抜きになっているところになりますが、こちらについては、まだ現時点では開発の計画が特に策定はされていない地域ということになりまして、現時点では農地であったり、荒地であったりというふうな形で使われている土地ということになります。

○村山委員長 田辺委員どうぞ。

○田辺委員 このZone Bの選定に当たって、代替案の比較といったものは行われているのでしょうか。

また、このフェーズ2について、代替案の比較というのはどのように行われているのでしょうか。

○府川 JICAで行った調査の中で、もともと経済産業省がやった調査というのが先行してあったのですけれども、その開発計画と比較した代替案。それからゼロオプションということについて、JICAの調査のほうで検討を行いました。

2点目の、フェーズ2との関係とおっしゃるのは。

○田辺委員 そうすると、この全体のSEZにおいて代替案を行ったけれども、このZone Bに関する代替案というのは検討されていたのでしょうか。

○府川 JICAのほうで行ったのは2,000ha全体に関するものだったので、700のところということではございませんでした。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

平山委員。

○平山委員 これまでの経緯のところの、3ぽつのところですが、開発計画及びこれに係るSEA、EIAの策定を、JICAのほうの調査でも予定をしていたが、MJTDが計画策定を行うこととなったので、そのところは避けて、JICAのほうではベースライン調査及び土地利用計画に係る代替案検討を実施して、それに関する限りにおいて、JICAの環境社会配慮ガイドラインに沿って対応を行ったと書いてあるのですけれども、ここで確認をいたしたいのは、向こうのMJTDが行うEIA、それからSEAについては、JICAではどのような関与をされるのか。この書き方では、何らの関与をしないというふうな感じなのですけれども、そう理解をしておいていいのかということと、それからSEA、EIAと書いてあるのですけれども、MJTDの調査に当たって、SEAの扱いというのはどういうふうなことになるのかということ。

この2点をお伺いさせていただきます。

○府川 かしこまりました。

当初、JICA調査で考えておりましたのは、まずその全体的な土地利用計画を立てる。その先に具体的な開発計画、例えば500haを追加開発するとか。そして、そこでどのようなインフラが必要なのか、土地造成が必要なのか、こういった詳細なところまで踏み込んだ調査をやろうと考えておったわけでございます。それにあわせて環境影響調査等々を進めて、それをSEAとしてご説明するつもりであったということでありませう。

ところが、この後段の具体的な開発計画、Zone Bについては、先ほどご質問をいただきましたまして申し上げたように、結構販売が好調だったということで、民間側でも、当初想定よりも早目に着手しようという話になっていったということでもあります。

そうなりますと、彼らのほうで具体的な造成計画、インフラ計画を立てるし、かつそこにあわせてEIAも作っていくということになったわけでございます。

MJTDのほうで取り組みますのは、もう具体的な700haの開発でございますので、そこはSEAということではなくて、EIAとして実施をするということでもあります。

失礼しました、あとJICAの関与ですね。JICAの関与は、このMJTDのほうで作りましたEIAに基づいた環境レビューを行って参りますので、助言委員会の皆様のご助言も踏まえつつ、この環境レビューをしっかりとやって参りたいというふうに思っております。

○村山委員長 今の点を確認したいのですが、5ページ目の資料では、それぞれ調査の主体はMJTDであり、ミャンマー政府であるとなっているのですが、助言の対象として、両方のEIA、RAPは含まれているということよろしいですか。

○府川 はい、そうでございます。

○村山委員長 わかりました。

松本委員。

○松本委員 手短にですが、ワーキングまでにできればという意味でお願いしたいことがあって。一つはフェーズ1の教訓というか、やはりそれを加味していただきたい。異議申し立てにかけられて、調査の遵守という意味では問題を指摘されなかったわけですが、しかし改善に対しての提言がそこで審査役から出され、聞き及ぶところによると、最近審査役がフォローアップのために現地を訪れたというふうに聞いておりますので、JICA側で把握をされている範囲で、やっぱり事前の調査段階で何をしなきゃいけないのかという点について、最初のフェーズの学びから考えなきゃいけないことといった点について、やはり何らかの資料をワーキングで提示をしていただきたいというふうに思います。

○府川 ありがとうございます。ワーキンググループまでにお答えを準備したいと思います。

○村山委員長 大体時間になっていますが。

○作本副委員長 私も幾つか質問したかったのですが、もう既にご回答いただいたこともありまして。

異議申し立てとの対象が重なるのかどうかということで、今松本委員のことで、ワーキンググループでぜひお願いします。

あともう一つは、今AとBの地域で、合計合わせて1,100haですね。全体で2,000haということで考えておられて、いわゆるC以降はどのような計画をお持ちなのか、もしわかれば簡単に教えていただきたいと思います。

○府川 全体は2,400です。そのうち400がフェーズ1で、今回フェーズ2が700で、合わせて1,100という計算です。

あと、ゾーンCはどうなんだというのは、これはまだ決まっていない話でございます。今後、民間主体で考えていく話だと思っています。

○作本副委員長 心配だったのは、今回は計画ということで、当然SEAの対象ということで考えられていることがあるんじゃないかと思うのですが、この地域を三つ、あるいは将来の四つに分割して仕事を進めるということが、やはり全体の環境管理計画ですか、そういうようなことと抵触しないのかなという、そのあたりのことを。平山委員が先ほどSEAのことを言われましたんで、ちょっと気になるのですが。

全体として、これを環境社会配慮という目で考えるということはされないのですか、A、B、C全部の地域について。

○府川 先ほど経緯として申し上げたように、当初はこのJICAの2,000haの調査で全体の開発計画を、インフラや土地造成のところまで細かく見ていくつもりであったと。それにあわせた形でSEA、EIAを準備していこうというふうに考えたわけなのですが、結局民間のほうでそれを先取りする形でZone Bの開発計画というのが浮上いたしました。そことのオーバーラップを避ける意味で、我々の調査のスコープというのは全体をカバーしないところで終了していると。

この後は、個別の開発区域ごとにEIAで対応していくということかなというふうに考えております。

○作本副委員長 ありがとうございます。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは、これでこの案件を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

では、2番目に移ります。ザンビアの南部地域送電網整備事業、こちらもスコーピング案の段階です。

では、準備ができましたら説明のほうをよろしく願いいたします。

○小森 アフリカ部アフリカ第三課の課長の小森と申します。本日は、ザンビア共和国南部地域送電網整備事業、有償資金協力による事業と協力準備調査の概要説明をさせていただきます。

事業の背景は、ザンビアの近年の経済成長に伴いまして電力需要が逼迫しているという状況でございます。

そのため2015年以降、いろいろな電源開発が進む予定がありますが、特に送電線の部分に関しての設備が遅れているということから、本件は、発電所ではなくて、電気を送る送電設備の送電線及びそれに附属する変電所の増設、あるいは新設に係る事業に係る円借款事業ということがその中身になっております。

事業目的といたしましては、送電線及び変電所の新設・改修・増築を行うことをもって、ザンビア国内の電力の安定供給を図ろうとするものでございます。

また、このエリアは近隣国——ナミビア、ジンバブエ等々周辺各国に将来電力を融通する、国際電力融通網の一部を構成するものでもございますので、将来的には、そういった近隣国への送電等にも使われることが想定された、重要な送電ラインということが言えます。

関係省庁といたしましては、ザンビア電力供給公社（ZESCO）と、その上位官庁であるエネルギー・水開発省が管轄をしている事業でございます。

対象の事業地でございますが、ザンビア国は左側の図の赤で示されているところでございます。

事業対象地につきましては、ザンビアの首都のルサカ市の南にカフエ市というところがございまして、そこから南に約350km離れたリビングストン市、このカフエ市とリビングストン市の間を結ぶ送電網の整備が、今回の事業の内容になっております。

具体的には、この図に書かれておりますオレンジ色の点線のラインが、図の右上からずっと左の下に行っているわけですが、これが今回整備する予定の送電線のラインになっております。

また、この白の吹き出しで、いろいろな変電所等の中身が書かれておりますけれども、これがこのオレンジのラインに沿ってあります既存の変電所、あるいは新規に建設する変電所の内容になっております。つまり今回の案件は、このオレンジ色の点線のライン、これは330kVを2回線引くという計画になっておりますので、線が2本あるわけですが、これに加えて、この白の吹き出し部分の、変電所の新設及び増築・改修を予定しております。

また、参考でございますが、このオレンジ色の線に平行して赤い線が走っております。これは既存の送電線が走っておりまして、ここは220kVの送電線が1回線、既に通っております。現在は、この220kV1回線を、世銀の融資を受けまして、ザンビア政府が330kVに、送電線のラインだけ張りかえるといった事業が、この我々の事業に先行して進んでいるという状況です。

もう一つ、図の右のほうに青い湖があり、この湖の周辺で、この幾つかの四角い印があり、これが発電所の場所と、その名前と出力を示しています。このカリバ湖周辺地域では今年から来年、再来年にかけて、比較的大きな電源開発が予定されてお

り、この赤が火力発電所で、四角い青が水力発電所を示していますがけれども、この電源開発が進んだ際に、ここから電力をザンビアの首都、さらにはその北側、あるいはこのリビングストンを経由してボツワナ、ジンバブエ等の周辺国に送るといような主要ラインを整備するというのが今回の案件の内容になっております。

現在、協力準備調査を進めており、このための調査期間が2015年8月から2016年11月まで。調査項目は自然条件調査のほかに、電力需要、送電線案の検討、概略設計、事業費の積算、それからEIA、住民移転計画の策定調査支援というものが含まれてございます。

調査対象スコープといたしましては、先ほど申し上げた送電線の新設 ― ①、②、③が送電線の新設の部分でございます。それから下は、全て変電所の新設・改修の内容になっております。

現在調査を進めている中で、調査対象の簡単な現状をご説明させていただきます。

先ほどご説明したとおり、この赤いラインが本事業のスコープになっております。この青いところが既存の世銀の融資による張りかえ、220kVを330kVに張りかえる事業が今進んでおるところでございます。

それから、このZIZABOAというのが、先ほど申し上げた周辺国への連系送電線というものであり、既にこのボツワナ、あるいはこのジンバブエに抜けるラインのほうが、我々の事業とはまた別に進められているといった状況でございます。

環境社会配慮面で懸念される事項の一つといたしまして、今のこの送電線が、この赤いラインを指しているわけですがけれども、周辺地域に、このカフエ・フラットという自然保護区、これはラムサール条約の登録湿地がございます。このラインが、ちょうど送電線がこのカフエ川というのを渡る、この渡河部分があるわけですがけれども、これが仮に地形上の問題等で迂回ルートをとる場合、送電線のルートがこのカフエ・フラットに非常に近くなってしまう懸念があります。我々としては、これをできるだけ避けたいということで、調査を今進めておるところでございます。

今までの調査結果として、この迂回ルートはとらなくて済むということが、分かって参りましたので、このカフエ・フラットと送電線の距離というのは、約15～20kmの距離を確保する予定にしております。

これが先ほどのKafue River、これは北から南で、川がこう流れているわけですがけれども。方角が先ほどの地図と違ってはいますが、ここを既存のこの水色の送電線が走っておりまして、この川を渡河するときに、この赤いルートを通して建築することが可能であるということが、現在調査を進めるうちで確認できておりますので、先ほど申し上げたような迂回ルートはとらなくて済むので、自然保護区からは15～20kmぐらいの距離の確保がとれると考えております。

それから、もう一点、環境社会配慮上の住民移転計につきまして説明しますと、これが先ほど、このカフエ・タウンから少し南の、このマザブカというところから約

15kmぐらい南に行った地点が、住民移転の発生する可能性がある地域ということで、既に調査団のほうで特定をしている状況です。

これが、この住民移転計画の発生する場所でございますが、この黄色のラインが今回計画して、送電線が通る予定ルートでございます。この水色のところが、既に事業が決定している、世銀の融資による既存のルートの張りかえが行われているラインでございます。

ザンビア国内の規制といたしまして、この線の左右25m、つまりこの50m分に関しましては、所有権の移転等の手続はとらないのですけれども、そこに存在する建物を撤去して移転するということが決められておりますので、今回に事業による影響を受ける対象地域としては、この赤い枠のところの地域が移転の対象になると、考えております。

また、先行して実施しております世銀の融資のこのラインも同様な規制がかかりますので、特にこの赤い部分の下の部分ですが、この部分が世銀の融資による事業のROW、これはライト・オブ・ウェイというところです。これを確保するための移転が発生する予定があります。

ただ、これは今後計画を進めるに当たりまして、この黄色のラインと青いラインをできるだけ近づける — 技術的な検討を進める必要がありますが、技術的に近づけることができることによりまして、この赤い部分の範囲を、より小さくすることができますので、そういった技術的な可能性についても、現在調査を進めているという状況でございます。

これが、先ほど赤いところで指し示した、このエリアの写真の状況でございます。

このように集落と申しますか、家が建っているというようなのが今の状況でございます。

本案件につきましては、JICAの環境社会配慮ガイドラインにおきましてカテゴリー分類Aと分類をしております。

分類の根拠といたしましては、先ほど申し上げたように、大規模非自発的住民移転に該当するということが理由になっております。

また、本件事業全体といたしましては、環境の許認可といたしまして、ザンビア環境管理局、ZEMAという管理局によるEIAのレポートのレビューと承認後、JICAのほうで情報公開をするという予定にしております。

また、汚染対策といたしまして、工事中の汚染対策をとるということを考えております。

先ほど申し上げたように、送電線の一部がラムサール登録湿地に指定されているカフエ・フラットの近隣を通過する「予定」と書いておりますけれども、我々としては、今、ルートとしてはここから15ないし20km離れたルートを確保できると考えております。

先ほどのマザブカ南東域の約15km地点におきましての集落移転、これが先ほど申し上げたカテゴリーAの分類の理由になっているところでございます。

世帯数等の詳細は、今後さらに調査を進める予定にしております。

今後のスケジュール案でございますが、現在2015年12月でございます。既に第1回、第2回の現地調査を実施しております。また、地形・地質調査の一部も開始しているという状況です。

今後の予定といたしまして、第3回、第4回と調査を進めまして、2016年9月ごろにドラフトファイナルをまとめ、その後、ザンビア政府等の承認を得て、最終報告書をまとめるのが11月ごろの予定にしております。

これと並行いたしまして、環境社会配慮面といたしましては、このEIA、あるいはRAPの作成を、今回のコンサルタント契約の中で実施することを予定しておりますので、こういった報告等を実施し、ZEMAによる承認を経た後にEIAの公開というものを、この時期に予定をしております。

また、並行いたしまして助言委員会、あるいはステークホルダーミーティング等を要所要所で行っていくといったことが今回の調査の中身になっております。

特にこの赤い部分というのは、基本的にはザンビア側の関係機関、先ほど申しましたZESCO及びその上位官庁がZEMAの協力を得ながら実施していくという予定になっておりますけれども、それをサポートする意味で、JICAの調査団も情報収集等を、あるいは調査を支援していくといった体制で本件を実施しております。

簡単ですが、以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。

米田委員。

○米田委員 二つほど質問させてください。

一つは自然保護区の話なのですが、リビングストンに国立公園があると思うのですが、それとの位置関係、小さな公園ですけれども、位置関係を教えてくださいというのが一つ。

それから、もう一つは、世銀のプロジェクトとの関係といえますか、世銀のプロジェクトのスケジュールであったりとか、あるいは、そのライト・オブ・ウェイが、先ほどのスライド12番の図で、緑のところと青い線の間の部分は世銀のプロジェクトのライト・オブ・ウェイであるというお話だと思うのですが。ザンビア側としては同じ対応になる、一緒に対応するということなのかもしれませんが、そうすると、その世銀プロジェクトのスケジュールと、こちらのプロジェクトのスケジュールはどうなっているのかとか、あるいは、その青い線の南側もライト・オブ・ウェイにかかるのではないのかか思ったりするのですけれども。

このルートを、あるいはその居住地を回避できなかったのかというようなことも教

えていただきたいなと思っています。

あと、マザブカのあたりというのは農地が多いと思うのですが、農地への補償というのも発生するのでしょうか。

すみません、細々と言いましたけれども以上です。

○小森 まず一つ目のご質問の、リビングストンの公園との関係ですが、これは我々も今は詳しい情報が入っておりませんので、再度現地に入っているコンサルタントに確認して、関係があるようであれば、もちろん環境社会配慮事項として対応していきたいと考えますので、確認させていただければ幸いです。

それから、世銀のプロジェクトとの関係ですが、これはまさにおっしゃるとおり、世銀のプロジェクトがここの青いラインに入っていますので、この左右25m、こことこっち側ですね、つまりこの地図でいうとこの集落の一部も世銀のライト・オブ・ウェイに入ってくるわけでございますので。

世銀のプロジェクトに関しましては、詳細を我々も調査をしておるところでございますが、まだ建設は始まっていないものの、我々の案件よりは先行して実施しているというのが今の状況でございますので、世銀の事業の、特にこのライト・オブ・ウェイの関係のいろいろな手続であるとか、対象範囲であるとか、そういったものも我々として十分に調査していきながら、我々の事業を進めていきたいと考えているのが今の状況でございます。

それから、これが技術的に回避できなかったというところに関しましては、もちろんいろいろな線形、全体の線形の中で送電線の位置等を考えまして、回避は難しそうだということがわかってきましたので、今の検討の状況は、これをできるだけ縮めるという方向で、黄色の線と青の線を近づけることによって、少なくともこのエリアの中で影響を受ける地域なり世帯数を減らそうという技術的な検討を、今しているというところでございます。

それから、農地に関しましては、このライト・オブ・ウェイのルールの中では、建造物がある場合は、それを壊すというルールになっているのですが、農地の場合は、農地のまま耕作することが可能ということになっておりますので、特に補償等は、現地では行われていないというのが現状と認識しております。

簡単ですが、以上です。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

○米田委員 追加で質問ですが。この写真だけだとよくわからないのですが、それでもやはり200世帯以上の大規模移転になるという想定なのでしょうか。

あともう一つは、鉄塔を建てれば、当然その部分は土地を潰さないといけないと思うのですが、それはやっぱり補償の対象ということになるのでしょうか。

○小森 これは、まず対象となる世帯数ですが、我々としてはできるだけ小さくしたいということで考えておりますし、また、今申し上げたような、対象範囲を可能な限

り小さくすることによって200世帯以下にすることもできるのではないかということ
で、技術的な検討を進めております。今はまだ確定的な数字がわからないというのが
現状でございます。

それから、送電線用の鉄塔を新規に建てる際の、その土地の補償でございますが、
それは現地のルールに従って補償されるという情報を得ております。

以上でございます。

○村山委員長 では、ほかはいかがでしょうか。

谷本委員どうぞ。

○谷本委員 今、米田委員も質問されて、その関連で。

変電所の増築・改修。そこは、もう用地はさらに必要としないということでもいいの
でしょうかということと、それからチョマが新設ですよ。ここは土地をどうされま
すかということです。この辺もわかれば教えてください。

○小森 まず、新設のチョマの発電所につきましては、新しく土地が必要になるわけ
ですけれども、これに関しては、既に先方の実施機関であるZESCOが土地を取得して
いるという状況を確認しております。

また、その他変電所で増設をする予定をしている変電所に関しても、我々は今調査
を進めているところですが、増設が必要な土地の部分に関してはZESCOが既に土地を
取得済みという情報がありますので、特に土地取得の問題はないと我々としては認識
しております。

以上でございます。

○村山委員長 では、ほかはいかがでしょうか。

大体よろしいでしょうか。

では、この案件はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

今日は、ご説明としてはこの2件ということですが、次第のほうにありますように、
案件概要説明資料というのが二つこちらに入っています。これは11月に全体会合を開
かなかったということで、メールでお送りいただいているものということです。

既に、それぞれ質問に対しては回答をいただいておりますが、これについて、何か追
加の点はありますでしょうか。よろしいですか。

では、これについて確認をいただいたということにさせていただきます。

それでは3番目、スケジュール確認です。

では、こちらは事務局のほうよろしく願いいたします。

○村瀬 それでは、別紙1をご覧ください。12月については、この14日、21日、25日、
それぞれワーキンググループが開催されます。担当の委員の方からは既にご返事いた
だいております。ご確認をお願いします。

それから1月について、本日案件概要説明がありましたザンビアの案件も18日に入

れております。そのほか担当委員の方、何人かは丸をつけておりますようにご参加表明をいただいておりますが、1月のスケジュールにおいて参加、不参加、変更があります方がいらっしゃいましたら、この場でお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に2月のほうですが、まだ案件が決まっておらず、またこちら事務局のほうで担当委員の方々を割り振らせていただきました。このような形ですけれども、現時点でご都合の悪い方、それから追加で参加いただける方がありましたら、この場でお願いいたします。

高橋委員お願いします。

○高橋委員 高橋ですけれども。私が2月19日に入っていますが、都合が悪いので、前の週の2月12日に変更させていただければと思います。よろしくお願いします。

○村瀬 高橋委員が2月12日に変更ということで承りました。

松行委員お願いします。

○松行委員 私は2月12日に入っておりますが、そこは都合が悪いので、ちょうど高橋委員と交代という形で2月19日にお願いします。

○村瀬 それでは2月19日に変更ということで承りました。

ほかは、とりあえず現時点ではよろしいでしょうか。

それでは、また来月以降の全体会合、もしくはメールベースで確認させていただきます。本日はこのような形で確認を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○村山委員長 2月は、かなり回数が多く予定されているのですが、これぐらいの案件が出てきそうかどうかということでしょうか。それとも、とりあえず入っているということでしょうか。

○村瀬 とりあえず割り振らせていただいています。申しわけありませんが、また順次、開催は確認させていただきます。

○村山委員長 わかりました。

では、スケジュール確認をいただいたということにします。

それでは、四つ目です。ワーキンググループ会合報告及び助言文書の確定ということで、今日は2件ということです。

最初がベトナムの水管理事業、スコーピング段階の助言文書ということで、こちらについては清水谷委員に主査をお願いしておりますので、説明をお願いいたします。

○清水谷委員 清水谷です。

それでは、ワーキングの助言案をまとめましたので説明させていただきます。

本案件につきまして、ワーキングが11月2日月曜日に開催されました。

参加された委員は石田委員、佐藤委員、谷本委員、長谷川委員、松本委員、そして私の計6名でございました。

本事業の先方実施機関は農業農村開発省及びベンチェ省人民委員会でありまして、簡単に事業の概要を説明しますが、本事業はベトナムメコンデルタ沿岸地域における持続的農業・農村開発のための気候変動適応対策プロジェクトにおけるマスタープランの上位計画を踏まえて形成された事業でありまして、本調査は水門建設を通じて淡水を確実に供給することにより適切な塩分濃度を確保し、ベンチェ省における農業開発と生計向上を達成することを目的としております。

それでは、助言の内容に入らせていただきます。

本助言案は、全体で33件のコメントで構成されております。

まず全体事項ですが、6件ありまして、そのうち3件が塩水遡上に関する内容でございます。

1点目が、事業対象地域において、科学的根拠に基づき塩水遡上してくる範囲（予測値）を地図上に示し、輪中の中に入り込む大小の河川（クリークを含む）の本数の情報とともにDFRに記述すること。

二つ目。助言1により明らかになった塩水遡上の状況に対して、本事業で推奨されるアプローチが塩水遡上の防止に効果的である科学的裏付けをこれまでの研究・現地調査及び類似事例をもとにDFRに記述すること。

三つ目。モニタリング機材によって測定される塩分濃度に係る情報については、水門におけるゲート操作に供されるだけでなく、その情報が広く受益者に伝達されるようなメカニズムの構築の必要性をDFRに記述することとしております。

次の二つは、社会経済状況の把握に関することです。

まず、社会経済状況の把握において、ベンチェ省の住民の生業についての全体的データ可能な限りDFRに記述すること。

二つ目。社会経済状況の把握において、識字率についてDFRに記述すること。

最後の6番目は、本事業の便益と費用の定量的、定性的な調査のことなんですが、塩水遡上の防止や生計の維持・向上等、本事業の便益と費用を定量的・定性的に調査し、その結果をDFRに記述するとともに、可能な範囲で図示することということにしております。

次に、代替案の検討ですが、5点でまとめております。

1点目。メコン下流域国の水利用管理が当該事業にもたらす中長期の影響について、ゼロオプションだけでなく、その他の全てのオプションにおいても記述を行うこと。

二つ目が、ソフト（土地利用計画）案の良さが評価される項目を比較表に追加すること。

三つ目。推奨案がハード対策とソフト対策を併用する案であることがわかるようにDFRに記述すること。

四つ目。代替案の比較と評価において、自然環境への影響について記述する際、水質汚濁に関してもその見解を述べることにしております。

五つ目なのですが、もし可能であれば、ワーキングのときに配付された資料の58ページを示していただきたいのですけれども。

実は、ワーキングのときには、配付された資料において代替案が検討された際に、今スクリーンに示されたような案が示されております。

それで、この長谷川委員から提案された五つ目の案というのが、スコーピング案の代替案検討で推奨されるハード対策とソフト対策を併用する案について、ハード・ソフト両対策の、より具体的な組み合わせにかかわる代替案を可能な限り検討することとしております。

実は、この理由は、スコーピングワーキングのときに示されたこの代替案の検討というのが、SEAといいますか、マスタープランの策定あたりで検討されるレベルの代替案検討ではないかということで、本事業がより細かく事業計画を立てられる中では、最終的に今選択された案を、もう少し具体的に、それについてもっと代替案を示してほしいという希望から、この案を残しております。

続きまして、スコーピング・マトリックスでございます。2点あります。

1点目。水質汚濁、底質、廃棄物、水象、水利用、生態系、既存の社会インフラ・社会サービス、被害と便益の偏在の項目について、Bへの評価の見直しを行うとともに、評価理由の欄にそれぞれ該当する事由を簡潔に追記すること。

二つ目。ベトナム側で既にEIAを実施しているが、その内容・結果と今回のスコーピング案の関係性や位置づけを明確にし、DFRに記述することとしております。

続きまして環境配慮ですが、8件あります。

○村山委員長 清水谷委員、全て読む必要はありませんので。もし可能であれば、要点だけでご説明ください。

○清水谷委員 33件ありましたので、すみません。

では、環境配慮は8件で、それぞれ水質汚濁の状況や、それから水象への影響など。それから下水排出に関係する部分。それから河岸浸食の影響。それから酸性硫酸塩土壌の問題を悪化させる可能性について。それから護岸工事に関して、マングローブの影響などです。それから、最後が魚類・水生生物についての影響についての助言があります。

次に社会配慮ですが、これらは7件ありまして、稲作や果樹を栽培する農家や、エビの養殖業者などが利害関係として対立する可能性がありますので、それについての緩和策の策定をすることということになっています。

それから、エビの養殖池の位置などがわからないので、専業と稲作との輪作について、きちんとそれがわかるようにDFRに示すこととしております。

三つ目が、土地なし住民の有無や生業、社会状況などの情報収集を行うということを助言として挙げております。

また、四つ目が、生計手段の獲得に向けた具体的な支援対策について述べること。

それから、水門建設について、水門建設以外にもアクセス道路が必要になるので、その用地取得の面積等の情報をDFRに示すこと。

それから、ベトナムの法制度が相当厳しいものになっていますので、JICAのガイドラインを踏まえて、協議に基づく住民移転といいますか、強制措置の回避ということを検討すること。

それから、水を原因とする疾病についての有無を確認してDFRに示すこととしております。

次に、ステークホルダー協議及び情報公開ですが、被影響コミュニティ全体の人口データを、稲作や果樹栽培、エビ養殖などの影響を受ける生業ごとにまとめてくださいということであります。

二つ目が、ステークホルダー協議においては、男女、役職などの属性に応じて場所や機会を検討する、措置を講じてほしいということ。それから、参加者の発言においては参加者の属性を明記することを案として挙げました。

その他としては2件ありまして、塩分の分散等のシミュレーションや評価基準の想定が可能なものについては示してほしいということ。

それから、緩和策を導入することでの、どの程度の影響を緩和できるのかということとをできる限り示すということであります。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、これについて何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。

作本副委員長。

○作本副委員長 作本です。

本当に字句のことで、細かいことで恐縮なのですが、8番の中に「ソフト案」というのが用語として使われております。9番と11番では「ソフト対策」というような、このところは、恐らく用語統一のことなのかと思うので、私の理解が不十分かもしれませんが、図られたほうがいいんじゃないかと思います。

あともう一つ、27番なのですが、国内法制度というところなのですが、「指摘をみると」という、これはもう「法制度によると」で。特に法制度の中で一部が指摘しているというんじゃなくて、「法制度によると……見られる」というふうに、もし文章をつなげると、「みる」と「見られる」で、この繰り返しを避けることができるんじゃないかと思います。本当に細かいところで恐縮ですが、以上です。

○清水谷委員 ご指摘ありがとうございます。

まず、わかりにくかったのかかもしれませんが、「ソフト案」というのが、併用案という形で代替案の名前になっていましたので、そういった意味で8番は「案」という形にさせていただきます。

そうですね、誤解を招かないように、「対策」でも問題ないと思いますので、言葉

を統一させていただきます。ありがとうございます。

27番の、「ベトナムの国内法制度によると」という形で、簡単に修正させていただきます。ありがとうございます。

○村山委員長 では、8番と27番は、今の形で修正ということによろしいですね。

原嶋委員どうぞ。

○原嶋委員 27番の意味を確認させていただきたいのですけれども。この案件そのものは住民移転が予想されるのかどうか。多分あるのだろうという感じですが。

それと、あえて被影響住民が同意をしない場合において、「強制措置」というのは、強制的に立ち退かせるということを意味しているのか、この意味がちょっと。

日本でも、究極の場合にはないわけじゃないのですよね、ご本人が嫌だという点もありますので。この書き方はちょっと気になるのですけれども、背景を教えてください。

○村山委員長 主査のほうから何かありますか。それとも担当部の方から。

○作道 背景としましては、土地収用のうち、住民移転というのも9世帯程度想定されるという案件でございます。国内法制度との関係で言いますと、ほかの国もどこも一緒だと思うのですけれども、政府が公共事業のために住民を強制移転できるという措置は最終手段として設定されているのですが、そこに至らないように、JICAのガイドラインに基づいた対応を先方に求めていくべしというご指摘だと理解しています。

○村山委員長 よろしいですか。

では、ほかの点はいかがでしょうか。

○作本副委員長 作本ですが。今の27番、やはり法制度によると「強制的措置が見られる」、措置の中に、実際警察を動員というふうな、そういう意味合いまで入りますんで。やはりここは強制収容のことだと思いますけれども。ベトナムだけでなく、インドネシアでもこういう法律ができておりますので、それはある程度、相手国内法制度で尊重しなきゃいけないのですけれども。やはり「措置」というと、こういう動員のことで含んじやうので、これは相手国政府に英文で渡るんでしょうから、ちょっと表現を気をつけられていたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○清水谷委員 ごもっともです。そういう誤解を与える可能性がありますので、このあたりは、「強制的措置が見られる」ではなくて、「強制収容の制度が明記されている」という形でよろしいですか。

○村山委員長 「強制的措置」を「強制収容」ですか。それでいいですか。

○原嶋委員 もっと、ベトナムの国内法とJICAのガイドラインのギャップを埋めて、JICAのガイドラインに沿った住民移転をする、対応するというような形に変えたほうが穏やかじゃないかと思いますけれども。

○清水谷委員 そうですね。今、原嶋委員からご指摘のあったとおり、「ベトナム国

内法の法制度とのギャップを埋める」という表現で、この一文を修正させていただきます。

○村山委員長 基本的な趣旨は、この文であらわれていると思うのですが、JICAのガイドラインを遵守してもらおうということで、文言については検討していただけますか。後でメール審議の形で、ワーキングで検討して確定をしてください。

○清水谷委員 はい、了解しました。

○村山委員長 では、ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、27番についてはメール審議で確定をするということで進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、二つ目に移らせていただきます。こちらについては、カメルーンの国際回廊整備事業、環境レビューの段階です。

松行委員に主査をお願いしております。ご説明をよろしくお願いいたします。

○松行委員 カメルーン国ヤウンデ-ブラザビル国際回廊整備事業（ミントム-レレ間）、及びコンゴ共和国ヤウンデ-ブラザビル国際回廊整備事業（センベ-スアンケ間）の有償資金協力の環境レビューに対する助言案に関してです。

ワーキンググループは11月13日に開かれました。委員は石田委員、平山委員及び松行で行いました。

最初に、少しこの案件は特殊なものだったのでご説明させていただきたいのですが、アフリカ開発銀行との協調援助ですので、この配付資料にありますコンゴとカメルーンのEnvironmental and Social Impact Assessmentというものは2009年にアフリカ開発銀行側が作成しております。そして、このResettlement Due Diligence ReportというものはJICA側が作成しております。

なので、今までのように、協力準備調査のスコーピング案が出てといった感じで、順番にこの助言委員会にかかっているものではなく、いきなりこの環境レビューが助言委員会にかかったものなので、このワーキンググループでも、かなりそこら辺のやり方なども疑問点として出てきました。

あともう1点、これで影響を受ける住民の大体8割ぐらいが、どちらの国においても、いわゆるピグミー¹と呼ばれている、この呼び方はあまり適切でない呼び方だそうですが、ピグミーと呼ばれている方々です。

助言のほうに入りますが、まず全体事項の1番。生物多様性コンポーネント及びコミュニティ開発支援コンポーネント。この二つはアフリカ開発銀行によるこの事業への付帯事業になります。この二つが受益者のニーズに即していること、並びに、受益者が置かれている社会経済状況の改善になること、さらに、彼らに裨益するコンポーネントであることを確認し、必要に応じてアフリカ開発銀行及び両国政府とともに両

¹ 本議事録では、本事業対象地のバカ族をはじめとする少数民族を、一般的な呼称にならい「ピグミー」もしくは「ピグミー族」と表記する。

コンポーネントにかかわるその他の対策の必要性を検討すること。

2番が、生物多様性保全コンポーネント及びコミュニティー開発支援コンポーネントを実施する組織・機関が十分な実施能力を備えているか確認を行うこと。

3番目。ポーチング（密猟）の増加が懸念されているので、密猟の現状把握と将来予測を行い、必要に応じて緩和策の検討について提言をすること。

次に社会配慮としまして、苦情受付窓口が容易にアクセスできることを確認すること。これは苦情受付窓口が、村が幾つか合わさったコミューンというのに1個あるとのことなんですが、そこに物理的に行けなかったら、自分の村の村長さんなりに言うというような、そういうヒエラルキーを作るなどしてくださいということです。

あと、工事中及び供用後の狩猟への影響を確認すること。この「狩猟」というのはポーチングではなくて、ピグミーの人たちの生業の一部である狩猟という意味になります。

以上になります。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この件について何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。

原嶋委員から。

○原嶋委員 その後の議論にも関係するのでしょうかけれども、これは二つ、国が違うからということはあるのでしょうかけれども、そのあたりの資料を先取りして拝見して、一方のほうは、既に住民移転が完了している。一方のほうは、これから発生する。そういうことのようなのですけれども。かなり、そういう意味では進捗状況が違うのかなという感じがするのですが。

この後の資料は、別に二つに分かれていて、今回の助言そのものは1本になっていて、あまり形式的なことだけで言うてもしょうがないのでしょうかけれども、あえてそういう扱いが分かれているのはどうしてなのか、もし進捗状況が、ほかのことも含めて大分違うのであれば、国も違いますし、当然特定の民族に対する姿勢も、国によって大分違うなんかもあるでしょうから、分けて議論する必要があったんじゃないかというのと、進捗状況が違うにもかかわらず同じ手続をしているのは、ガイドラインの当てはめ上適当なのかどうか、そのあたりを教えていただきたいのですけれども。

○増田 私からでよろしいでしょうか。アフリカ第四課の増田と申します。ご指摘ありがとうございます。

まず、二つに分かれてご説明している理由ですけれども、円借款ということで、それぞれの国に対して行いますので、共通する部分が多くても、どうしても二つ分かれてご説明する必要が出てくるというような事情がございます。

○村山委員長 原嶋委員よろしいですか。

○増田 それから、先ほどの補償関係のことですけれども、両国とも補償は終えているのですが、工事の進捗の関係で若干差が出ているということと認識しております。

○村山委員長 追加があれば先に。

○原嶋委員 いいです。

○村山委員長 では、田辺委員。

○田辺委員 私も先の資料を見てしまったのですが。このいわゆるピグミーと呼ばれている方々は先住民族であると。他方、その先住民族の配慮計画書は作成されていないということだったのですが、JICAのガイドラインでは、基本的に先住民族配慮計画書を作成することになっていて、その先住民族の合意が得られるように努めるということになっているので、それが確認されていないとまずいのかなというふうには思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

○村山委員長 松行委員から何かありますか。

○松行委員 その点は、特に議論にならなかったのです。JICA側から。

○渡辺 先住民族のところは、いわゆる独立したIPPという形はとっていません。ただし、その先住民族に配慮したコンサルテーションであるとか、あるいは先住民族に対する支援とか、実質的な配慮がなされているということを確認できれば、ガイドラインの違反には当たらないのではないのかというのがJICA審査部の見解です。

○田辺委員 それは後で議論してもいいですか。

○村山委員長 後でもできます。

○田辺委員 恐らく、アフリカ開発銀行の先住民族の規定が、若干JICAより緩いというふうに理解してしまして、アフ開のほうはfree prior informed consultationというふうな形でやるということが多分規定になっていて、JICAのほうは、自由な事前の協議を通じて合意が得られるよう努めるという形になっているので、その「合意に努める」といったところが確認されるということが重要なというふうに思うのですけれども。

○渡辺 どこまでその合意をとるかというのは、まさにこの「努めなければならない」というところの解釈とも関係しますけれども、こういった形の合意がとられたのかは、審査時に確認していきたいと思います。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

では、原嶋委員、追加はありますか。よろしいですか。

では、ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ここでは助言文書を確定することが第一義の目的ですが、こちらについては何かありますでしょうか。

もしないようでしたら、これで確定ということにさせていただきます。

ありがとうございました。

では、今日はこの2件ということですので、これで4番まで終わりました。

松本委員どうぞ。

○松本委員 助言文書の確定に関係しなかったの、そこでは言わなかったのですが、

松行主査のほうから冒頭あった、AfDBと協調だったがために、ややイレギュラーさを感じられたという議論があったので、それについてはぜひ共有をしておいたほうが、今後、類似の案件のときにいいのかなというふうに思ったのですが。

○村山委員長 今の点、何か。ワーキングの方にはご説明があったのだと思いますが、紹介していただけますでしょうか。

○松本委員 つまり、どのような点でワーキンググループのメンバーが違和感を感じられたのかというところから入らないと、恐らくJICAの人に聞いてもしょうがないかなと思っているのですが。

○松行委員 まず一つが、いきなりこれだけの文書のものを渡されて、今までだったらスコーピングからやっているの、やっぱりそれは理解しやすいものだったのですが、いきなり何もなくてこれが渡されると、やはり非常に理解がしにくいということと、あともう一点は、ワーキンググループは普通コンサルタントの方が座っていらして、細かいことはコンサルタントの方が答えてくださるのですが、今回は、これは全部アフリカ開発銀行のコンサルタントがやったものなので、結局JICAの方に伺っても、よくわからないということがあったというのがありました。

○村山委員長 JICAのほうから、何か追加でありますか。

○渡辺 松行委員がおっしゃったとおり、この案件はいわゆる環境レビュー発物というのですか、かつ、やや案件の形成自体が古くて、ESIAが作られたのが2009年と松行委員がおっしゃっていましたが、本年9月に案件概要説明をした際に、実は、AfDBのほうで先行するフェーズを実施していて、それを受けて今回のフェーズのほうがありますという説明があって、その辺のタイムラグもあったので、内容的に委員の方々にはご負担になるところもあったものと思っております。

いわゆる環境レビュー発物としては、アフ開共有であろうが、相手国側が作ったものであろうが、実際の形式としてはこのような形にならざるを得ないところは、ほかの案件と同じだと考えております。

○村山委員長 配付資料の三つ目はJICAが作られたという松行主査のご説明だったのですが。これはJICAの作業ですか。

○渡辺 そうですね。例えば、協力準備調査で、既に住民移転が行われている案件の場合、我々はdue diligenceという形で、過去に実施された住民移転なり、用地取得なりがJICAガイドラインに比して問題がないのかという後追い確認をして、もしギャップがある場合は、その差を埋めるような協議を行うという形で進める、これがまさにdue diligenceというふうに我々と呼んでいます。先ほど原嶋委員がおっしゃっていたとおり、進捗に若干の差はあるのですが、住民移転自体は我々のポーションも含めてAfDBが基本的には既に終えていたということがありましたので、そこを今回は、JICA職員がDue Diligence Reportを作成したということです。

○松本委員 これまでも、もちろんインドの案件とか、独自にEIAを作成できる国につ

いては環境レビュー発物はあったので、それ自体は私も特に、特別というわけではないというふうには思いますが。一つだけ気になるのは、そのことで説明が不十分になる。つまり、通常であればコンサルタントの人が補足説明をしてくれる。そういうものがないことによって、委員のほうにやや不十分な理解のまま、「まあ、でもしようがない」という点があったかどうかというところが、実は一つだけ気になっていることで。それがなければ、とりあえず問題はないのかなと思ったのですが、その点はワーキングの先生いかがでしょうか。

○松行委員 正直申しまして、ありました。ただ、本当にもうしようがないので、もう、はい。

○村山委員長 平山委員は何かありますか。よろしいですか。

○平山委員 いいです。長くなりますから。

○村山委員長 その点はこの件に限らず、今後の課題ということで。できるだけ説明を詳しくしていただくということに努めていただきたいというふうに思います。

では、よろしいでしょうか。

これについては、終わりにさせていただきます。

少し休憩を入れさせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

午後3時56分休憩

午後4時02分再開

○村山委員長 それでは、まだお戻りでない委員の方がいらっしゃいますが、再開させていただきます。

五つ目が環境レビュー段階の報告ということで、先ほども議論いただきましたカメルーンの国際回廊整備事業についてです。

では、まずご報告のほうをよろしくお願いいたします。

○増田 それでは、資料に従いましてご報告をさせていただきますと思います。

まず、案件概要が左方に書いてございます。以前の全体会合、それから先般のワーキングでもご説明させていただきましたけれども、簡単におさらいをさせていただきますと思います。

まず、左方に書いてある案件概要ですけれども、先ほどもご説明をいただいておりますが、中部アフリカのカメルーンの首都ヤウンデと、それからコンゴ共和国の首都ブラザビルを結ぶ国際回廊のうち、未舗装であるコンゴ共和国側がセンベ-スアンケ間の80km、それからカメルーン国側がミントム-レレ間の67km、これをアフリカ開発銀行とのジョイント型での協調融資により整備する計画となっております。

この道路の舗装整備を通じまして、域内外への効率的輸送ルートの確保及び輸送能力の増強を図り、もって高い開発ポテンシャルを有する対象地域の経済発展及び貧困削減に貢献するとともに、両国が加盟しております中部アフリカ諸国経済共同体域内の経済統合に資する計画ということで考えております。

他機関との連携というところですが、先ほどからご説明申し上げておりますとおり、アフリカ開発銀行とのジョイント型での協調融資ということで実施する計画となっております。

事業費につきましては、カメルーン側が総事業費109.34億円のうち借款額が59.82億円。コンゴ共和国側が125.43億円のうち借款額が59.82億円ということを、今のところ計画しております。

本日のご説明ですが、先ほど確定いただきましたご助言の、ワーキングでの案を一応反映させていただきまして、ここに作成させていただいて、今回の確定をもって改めて確定をさせていただくということで、事前にご準備させていただいたものとなっております。

先ほどご指摘もございましたとおり、一方で若干その進捗に差があるようなところもございますけれども、資料全体は共通事項が多いので、二つ別に説明するのではなく、合わせた形でご説明をさせていただきたいと考えております。

上段のほうは、既にワーキンググループのほうでご確認いただきました本案件の概要について、全般的事項、汚染対策、自然環境、社会環境等についてご説明を書いているものです。これを、先ほどご説明もありましたけれども、アフリカ開発銀行の支援によりまして実施されましたESIA、RAPを踏まえました環境レビューの方針ということを下に準備をさせていただいております、先般のワーキンググループでのご議論を踏まえて、助言案というのを追加させていただいております。

一部、両国について異なるところがあります。そこ以外のところはまとめてご説明をさせていただきたいと思いますので、下の「2.環境レビュー方針」のほうをご覧くださいと思います。

まず、側面についてですが、グレーのところに網かけがしてございますとおり、全般的事項、汚染対策、自然環境、社会環境について大きく分けてございます。

まず、左の全般的事項についてですが、側面としまして、住民協議の内容。それから情報公開、ESIA及びLARAPの公開状況。それから環境管理計画・環境モニタリング計画については、この内容や方法、JICAへの報告、公開等ということを確認をするという方針としてございます。

それに加えて、今回、先般のワーキンググループでのご議論を踏まえて、生物多様性保全コンポーネント及びコミュニティ開発支援コンポーネントが受益者のニーズを踏まえており、かつ受益者が置かれている環境の改善に資するものとなっているかを確認するという方針で審査に臨む計画としております。

また、必要に応じてアフリカ開発銀行や先方政府と協議し、その他の対策の必要性を確認するという方針としてございます。

2番目、汚染対策につきましては両国共通で書いてございますが、汚染対策に係る緩和策の実施体制の確認というのを方針として掲げてございます。

3点目、自然環境につきましてですが、1点目として、工事中・供用後に実施される道路周辺の動植物に対する配慮や生態系のモニタリング、森林伐採に対する緩和策等を確認する方針としてございます。

これに加えて、先般のワーキンググループでのご審議を踏まえて、密猟の現状、それから予測について確認・検討を行い、必要に応じて緩和策の提言等を行うということを方針として掲げることとしております。

最後に、社会環境の側面ですが、これにつきまして、先ほど指摘がありましたとおり、カメルーンとコンゴ共和国で若干進捗のタイムラグがあるところがありますので、そこも踏まえてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、用地取得・住民移転のところですが、支払い済みの補償額の水準の確認、それから住民移転対象地の所有形態、住民からの苦情の有無、LARAPの実施体制、具体的なスケジュール、苦情処理メカニズムへのアクセス、住民移転スケジュール等を確認することとしております。

特にカメルーンにつきましては、先ほど申し上げましたとおり補償は終わっておりますが、移転がこれからというところが残っておりますので、今後行われる住民移転の具体的なスケジュールを確認するというのを加えてございます。

これに加えて、先般のワーキンググループでのご審議を踏まえ、苦情受付窓口へのアクセスの確認ということを加えて、今回の環境レビューの方針としたいというふうに考えてございます。

2点目、生活・生計の側面ですけれども、PAPsの生計回復までのモニタリング。それから、呼称の問題はあるかもしれませんが、事業対象地に居住するピグミー族に対する配慮や付帯事業による支援策の内容等を確認する方針としてございます。

これに加えて、先般のワーキンググループでのご助言を踏まえまして、工事中及び供用後のピグミー族による狩猟活動への影響についても確認をするということを方針として掲げてございます。

また、文化遺産の側面でも、墓や教会などが移転の際にどのような配慮がなされるか確認をし、重大な影響がないということを確認して参りたいというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、環境レビュー方針の概要のご説明とさせていただきます。

○村山委員長 ありがとうございました。

コンゴのほうもご説明いただいたということでよろしいですか。

○増田 先ほどご説明した住民移転の、今後のスケジュールという1点を除きましては、基本的には記載事項――上の概況につきましては、国によって内容が違うところがございますけれども、方針につきましては共通してございます。

○村山委員長 わかりました。

では、今のご報告に関して何かご質問があればお願いいたします。

高橋委員から。

○高橋委員 環境レビュー方針としていろいろ確認事項がありますがけれども、そのうち全体的事項の、環境モニタリングのところの、モニタリング結果の公開、これについて、「可能な限り合意する」、ほかのところは「確認して合意する」というんですが。何か、その「可能な限り」というのは特別な意味、あるいは意図があるのでしょうか。お伺いできればと思います。

○渡辺 ガイドライン上は、我々としてはモニタリングを働きかけるものの、現地で公開されているモニタリング情報をベースとして我々も公開するということになっておりますので、そこは「可能な限り」という記載になっておるとのことです。

○村山委員長 田辺委員どうぞ。

○田辺委員 先ほどの先住民族の合意の点ですが、先ほど渡辺さんに、「確認する」とおっしゃっていただいたので、ぜひこちらにも、先住民族の合意について、「きちんとプロセスと内容を確認する」ということを方針としていただければと思っていますが、いかがでしょうか。

○渡辺 環境レビュー方針の社会環境3) 少数民族・先住民族の、「ピグミー族に対し、どのような配慮がなされたのか詳細を確認の上、重大な影響がないことを確認をする」というところで含んでいるという理解ですけれども、あえて明記するというのでしょうか。

○田辺委員 これは、なぜ明記するかというと、まずJICAのガイドライン上、この合意というのがきちんと項目立てられていることと、それから、特にアフリカにおいては、この先住民族に関して非常にセンシティブな状況がありますので、恐らくアフリカのほうは、配慮の経験とか配慮の実施状況と、推測に過ぎないのですが、若干踏み込まない印象は持っているので、その点JICAはちゃんと踏み込んでいただきたいということ。

○渡辺 ガイドライン上で言うと、合意が得られるよう努めなければならないということになりますので、「合意を得たこと」というよりは、どのような合意のやり方をを行ったかを確認する、そういう形でよろしいですか。

○田辺委員 はい。

○村山委員長 では、今の点は追記をしていただくということよろしいですか。
お願いします。

では、二宮委員どうぞ。

○二宮委員 私も先住民族に関することで1点だけ確認なのですが、確認済み事項の中になってしまうんですが、社会環境の少数民族・先住民族のところの表現で、ピグミー族が——バカ・ピグミーという方ですかね、住民移転対象のPAPsの約8割を占めているということで、事業の計画段階において、ピグミー族のリーダー及びNGOを対象

とした住民協議が行われて、合意がなされたということですが、細かいことかもしれませんが、2割の方はピグミーじゃない方がおられるということだと思うのですが、そういう方々も、もちろんきちっと協議をして合意をされているという理解でよろしいですね。この表現だとピグミーだけにフォーカスをしているような気がしたので、もし今から可能であれば、少しそれがわかるような表現にさせていただくといいいかなと思うんですが。

○渡辺 ほかの2割は他の先住民族ではなく多数派民族を指しておりますので、あえてここで「8割がピグミー」と書いたのは、弱者であると想定されるピグミーについてはこのような記載になっているということでありますので、当然の背景として、8割を含む全体との住民協議についてはその内容を確認することは前提だと考えております。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかはいかがでしょうか。

松本委員。

○松本委員 確認済み事項の案件概要のところに、この案件がACFAスキームに基づく協調融資ということが書かれています。「協調融資」の後に「（ジョイント）」と書いてあるのが、ちょっと違和感があつて。そもそもコー・ファイナンスと言っているものに、何で括弧で「ジョイント」と書いてあるんだろうというのは、全然この会議とは関係ないですが、気にはなっていますが。

一つ伺いたいのは、この場合にモニタリングその他を、これはAfDBを通じて行うのか、JICAが直接行うのかという点を確認させてほしいのです。つまり、ここに書いてあるところは、何か、いかにもこれまでやってきた環境レビュー方針と同じように思えるのですが、ACFAのスキームでやる場合に、かなりJICAの役割は間接的なのではないだろうかということを思っているの、ここにその旨があまり書かれていないのでお伺いしたいと思います。

○増田 ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり、協調融資なのに、わざわざあえて、なぜ「ジョイント」というところは、わかりづらいところが確かにあったかと思しますので、補足説明もさせていただきながら、今のご質問に対する回答に努めさせていただきたいと思います。

アフリカ開発銀行との協調融資スキーム、総称でACFAと呼んでいるのですが、便宜上、ジョイントという形と、パラレルという形と、二つの協調融資の形態を大きく分けて考えておりまして、ジョイントである場合は、アフリカ開発銀行が、今回冒頭よりご説明させていただいておりますとおり、いわゆるF/Sを実施しまして、かつコンサルタント、それから施工業者等の調達、それからモニタリングについても、基本的にはアフリカ開発銀行が管理をしながら、我々が事前にこういう形で協議、共有した方針を踏まえて実施してもらって、我々にもその報告を義務づけてもらうというように形で実施しております。

したがいまして、そういう形で、今回は協調融資ですけれども、パラレルの場合はJICAのやり方で、隣でアフ開が一緒にやるとパラレルという形になるのですけれども、今回はジョイントという形をとりますので、ご質問の部分につきましても、アフリカ開発銀行がモニタリングを、我々との協議を踏まえて実施して、またJICAのほうにも報告するという形態をとってございます。

○松本委員 ありがとうございます。その場合、ここに書かれているようなものについて、つまりアフリカ開発銀行のほうにちゃんと報告をお願いするという形になるのかと思うのですが、そのような契約は、このACFAを通じて既に了解済みという理解でよろしいでしょうか。

○増田 ご質問ありがとうございます。

昨年度も、実は同じ形でジョイントでのアフリカ開発銀行との協調融資の案件を実施しておりまして、これも環境社会配慮Aということでご審議いただいたのですけれども、環境レビュー方針をもってアフリカ開発銀行側にも共有をした上で、ミニッツにもその旨を書いて、アフリカ開発銀行の確認もとるという形をとっておりますので、両者間での確認、JICAでの審議事項をきちんと確認していくとか、反映していくということについては確認をしております。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

では、日比委員。

○日比委員 ありがとうございます。

休憩から戻るのが遅れましたので、もし既に説明されていたら申しわけないのですけれども。自然環境のところで幾つか確認させていただければと思います。

まずは確認済み事項で、これは両国ともに同じ事項があるのですけれども、保護区に関して、「当該国立公園」、あるいは「当該国立公園・保護区周辺にバッファークゾーンは存在せず」という表現があるのですけれども、ここでいうバッファークゾーンというのは、法的にバッファークゾーンとしての規定をされた場所がないという理解でよろしいでしょうか。バッファークゾーンというのは、別に法的に規定されていなくても、バッファークゾーン的な土地利用というのは、保全を目的にし得ると思いますので、その確認です。

それから、そこに続いて、「事業地における開発は許可されている」とあるのですが、これは、このバッファークゾーンとのつながりで書かれている意図が、いまいち私はわからなかったのですけれども。これは、例えば、仮にバッファークゾーンがあったとすれば、事業地にかかっているかもしれないような位置関係を想定されているのか、ちょっとそこが。なぜこのバッファークゾーンと事業地の開発許可が同じ文章で書かれているのかというのをご説明いただければと思います。

それから生態系のほうで、これも両国にあると思います。森林伐採があるので、その供与後にオフセットのための植林をするというのがあるのですけれども、この場合

のオフセットというのが、生態系をオフセットするのか、バイオマスをオフセットするのか、あるいはCO²の吸収量をオフセット……何をオフセットするのかというのを教えていただければと思います。

それから、環境レビュー方針のほうでも、生態系。これも両方にあるのですけれども。ポーチングの増加が懸念されるということで、その緩和策を検討する。これはぜひやっていただきたいのですけれども。一方で、その森林がどのように広がっているか、今すぐに確認できないのですが、この国際回廊が整備されることによって、例えば違法伐採なんかの懸念が高まるということはあるかもしれませんかという。

以上です。

○増田 ご質問ありがとうございました。順を追いましめてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、バッファゾーンが存在しないというのは法的な意味においてかというご質問だったかと思いますが、そのご理解で結構です。

それから2番目のご質問、事業地における開発が許可されているというのが、どうしてこの文脈で一緒に書かれているかということですが、先ほどの、法的にバッファゾーンも存在しないということと合わせまして、法的にその開発上の問題がないということと合わせまして、いずれも保護区からそれぞれ20km、それから国立公園から約15kmと一定距離離れておりますので、実体面でも、その地域での開発には問題はないというふうに考えております。

それから、オフセット植林について、そのオフセットの対象は何かということですが、バイオマスのオフセットということで整理がされてございます。

それから4番、森林の違法伐採のリスクが高まらないかというご質問ですが、そのリスクは認識をされておりまして、それに対する緩和策として、今回冒頭で説明させていただきましたアフリカ開発銀行側による、一緒に実施される付帯事業の一環としまして、一つは密猟を監視するコントロールポストを整備していく。それからもう一つは、コントロールに当たる森林官に対する啓蒙、訓練ですね、教育活動。このような事業も合わせて付帯事業の中で計画されております。

以上の回答とさせていただきます。

○村山委員長 では、ほかに。

米田委員どうぞ。

○米田委員 一つお願いです。多分、JICAの事業地としてはカメルーンのほうになると思うのですが、先ほどから、その保護区が離れているというお話があるのですが、実は、このレレとか、そのあたりというのは、隣のガボンの国立公園に非常に近いところなのです。ガボンの、このミンケベ・ナショナルパークは結構密猟で苦しんでいるところなので、一応、もう既にこの密猟の増加は懸念されるということで確認事項に入っているんですが、そのときに国内の話だけではなくて、すぐ隣の隣国との関係

がどのようになっているのかというところも確認していただければと思います。

○増田 ありがとうございます。可能な範囲で情報収集をして、確認をさせていただきたいと思っております。

○村山委員長 ほかはいかがでしょうか。大体よろしいですか。

それでは、この件については、これで終了ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、6番目に移ります。モニタリング段階の報告ということで、今日は2件ありますが、最初にモニタリングの状況についてご報告いただくということになりますか。

どうぞ。

○作本副委員長 作本ですけれども、今の2件についてのレビューのうち、1国目だけでということは、2国目も、今含めて行われたのですか。

さかのぼって、字句のことでよろしいですか。私もカメルーンだけかと思ったもので。

コンゴの、左の案件概要の事業概要というところが、上から10行目ぐらいでしょうか。この区間が、恐らく「ミントム-レレ」というのは、コンゴじゃなくてカメルーンの区間になっていますので、これはコンゴに合わせて「センベ-スアンケ」というところですか、この区間に修正をされたらいかがかと思います。

○増田 大変失礼いたしました。ご指摘のとおりこちらの誤りでございますので、おわびとともに訂正させていただきます。ありがとうございます。

○村山委員長 よろしくをお願いします。

それでは、次のモニタリングのほうですね。

まずは全体の状況についてご報告をお願いします。

○村瀬 それでは、環境社会配慮監理課から、全体の状況について、今年の6月に続いて4回目になりますけれども、まず全体の進捗を報告させていただいて、その後に個別案件の説明をさせていただきます。

○加治 審査部監理課の加治といいます。よろしくお願いします。

半年に1度ご報告を差し上げておりますモニタリングの報告をさせていただきます。

まず、いつも紹介しております、実施中の案件のリストを紹介いたします。

前回、今年の6月に報告を差し上げておりますけれども、そこから案件としてL/Aが結ばれて、増えておりますのは、最後にある29、30、31ですね、その三つの案件が、その後、6月の報告以降にL/Aが結ばれて、付け加わっております。

29番目のウクライナのボルトニッチ下水、30番目のバヌアツ、ポートビラ港、これは輪切りの案件ですけれども、その後、直近ですね、31番目のフィリピンの南北通勤線事業というものが新たに加わっております。

それ以外の案件については、進捗のところに下線部を引いてあるものが、いつも説明差し上げておりますように4段階で進捗を分けておりますけれども、その段階で若干、

段階として進捗があったものを、進捗のところに下線を引いております。

その後、表の一番右ですけれども、モニタリング結果の対象期間ということで、今まで1番目に、ナンバー1としておりますベトナムのベンルック-ロンタインの高速道路、ナンバー3のインドのデリー高速輸送システム、あと23番目のウズベキスタン、トゥラクルガン火力発電所建設、この案件を3件今まで説明しておりますけれども、それらについてはモニタリング結果を適時取り寄せておりまして、今、ウェブサイトにも最新の結果を載せております。

内容としても、ご報告差し上げたものから特に大きな問題は起きておらず、工事、住民移転等が淡々と進んでいるという状況になります。

あと、この後ですけれども、今日は2件モニタリング結果が公開できる段階に来ましたので、個別の案件を紹介させていただきます。

1件目が、ナンバー9のフィリピンのボホール空港の建設事業ということで、これは環境モニタリングの公開について相手国実施機関と合意をしておりますので、今日は工事中の環境モニタリングの報告をさせていただきます。

それと、もう一つですけれども、最後のほうで27番目です。インドのレンガリ灌漑事業フェーズ2というものです。これは、現在の進捗としては詳細設計の前となっておりますけれども、それと並行して住民移転が一部進んでおりますので、住民移転の進捗状況の報告をさせていただくことになります。

ざっとした説明ですけれども、もしご質問等なければ、個別案件のほうを説明させていただきます。

○若林 それでは、フィリピン共和国新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業につきまして、東南アジア・大洋州部東南アジア第五課課長をやっております若林のほうからご説明申し上げます。

スライドですけれども、順番を追ってご説明をさせていただきます。

まず、事業の対象地域でございますが、本件はフィリピンの、セブ島の東隣のボホール島の横のさらに小さい島になりますが、パングラオ島の中に空港を建設するという形になってございます。敷地内の様子、それからボホール本島とパングラオ島を結ぶコーズウェイの写真を載せております。

続きまして、今のボホール空港、タグビラン空港の現状でございます。

滑走路長が300m不足しているという状況で、オーバーランに備えた区域に小学校などがある。それから、離着陸時に、滑走路逸脱に備えた着陸帯内に住宅の密集地があるといったような状況がございます。

それから、旅客ターミナルと滑走路の間が近過ぎるということで、飛行機同士の接触の恐れがある。あるいは航空保安無線の施設が整備されておらず、目視飛行のみとなっているということで課題を抱えておりまして、本事業の目的としては、中部フィリピン地域の、観光拠点になっておりますボホール州において、州都タグビラン市

にある現空港にかえて対岸のパングラオ島に新空港を整備するということにより、航空輸送に係る利便性、安全性の向上を図り、持続可能な成長に寄与していくものということでございます。

こちらのほうは、2013年3月27日に借款契約を結んでおりまして、借款額は108億円ということになってございます。

事業の概要はこちらでございまして、土木工事、滑走路2,000mのものにする。それから着陸帯、誘導路等、ターミナルも含めて整備をしていくということ。それから、コンサルティング・サービスとして、D/D、施工管理、それから、こちらのほうは空港の運営を民間委託していくということになってございまして、その委託に係るトランザクションアドバイザーも含むという形になっております。

環境社会配慮面の情報ですが、カテゴリー分類Aということになってございます。

F/S、審査等を通じまして、主な環境社会配慮の事項につきましては、施工前は住民移転、用地取得。それから施行中については騒音、粉じん、土壌汚染、大気質、水質。

それから供用後については、大気質、騒音、水質をモニタリングしていくという形で合意されておりまして、モニタリングの計画でございしますが、大きく大気、水、騒音、廃棄物という形で、指標ごとにモニタリングの実施がされてきておりまして、レポートが出されてきているということでございます。

こちらのほう、ご覧いただければと思います。細かく入る時間がないと思いますけれども、それぞれの項目についてレポートが出されてきたということで、お配りさせていただいているかと思います。

補足が下にありまして、生態系に関しましては、生物多様性保全計画に基づく植樹を、2016年から3年間にわたって行う予定にしております。

とりあえず、ご説明は以上とさせていただきます。

○村瀬 それでは、一旦ここで切らせていただいたほうがよろしいですか。

○若林 申しわけありません。モニタリング計画ですね、今ご覧いただいている表ですけれども、簡単にレポートの概要ということで、口頭で恐縮ですが、ざっと結果についてご報告させていただきます。基本的にモニタリング報告書の内容をかいつまんでご報告させていただくという趣旨でございます。

大気については、こちらのスライドのと通りの形で実施されまして、全て基準値内という形になっています。

水につきましては、pH値、それから水の色、それからDO、TSSにつきまして一部基準値の超過が見られたという結果が出ております。

騒音につきましては、一部基準値の超過があったという報告になってございます。

廃棄物につきましては、計画どおりの回収、廃棄がなされているという報告をいただいています。

生態系につきましては、先ほど申し上げたとおり、生物多様性保全計画に基づいて

植林、植樹をやっていくということですが、当初計画の20万本を上回る62万本を植樹していくという計画が承認されておりまして、こちらのほうを3年間かけて実施していく見込みということになっております。

以上、簡単ですがご報告させていただきます。

○村山委員長 ありがとうございます。

何かご質問ありますでしょうか。

できれば、水と騒音について、超過している部分をご指摘いただけると助かるのですが。

○若林 レポート上ということではよろしかったでしょうか。

レポートですが、ページがついていないかと思いますが、表紙から見て4枚目、真ん中から下ですが、water qualityとございます。その中で、まずground water quality、これは2カ所でやってまして、GW.1、それからGW.2という表がございます。ここでパラメーターの列がございますが、pH値が、これは7、8、9月で見えていますけれども、このGW.1という位置におきましては7月が8.7となっておりまして、こちらが右側のcountry's standardsという表の中の、これは二つ基準があるのですが、右側の基準の最大値を超えているということが示されております。

それから、ページをめくっていただきまして、色でございますが、同じ表の一番下にcolorとございまして、こちら、7月、8月、9月と数値が30、10、10と並んでいるかと思いますが、右端の列、country's standardsのところでは5となっておりまして、こちらが大きく超えているという数字が出ています。

それから、ground waterの2という、二つ目の地点におきましてはpH値が、7月が特に右側の基準と照らし合わせて超えているというのと、次のページの上のほうですが、色ですね、colorのところは7、8、9月、3カ月の数字、30、10、10とございまして、こちらが国の基準の5を超えているということでございます。

それから、次にsea water qualityということで、海水につきましての表がございまして、こちらのほうも2カ所で採取しているのですが、まずDOにつきまして、7月が3.9という数字がありまして、右側の国の基準値5よりも低いという形になっています。それからTSS、Total Suspended Solidのところですが、こちらのほうが、7月が超えているという形でございます。

同様に、色については7、8、9月と、ともに40、10、10という数字が並んでおりまして、国の基準の3を超えているということでございます。

さらにページをめくっていただきまして、sea waterの2と、二つ目の地点のところですが、DOにつきましては7月が3.4ということで、右端の5との比較で、基準が満たされていない。

それから、一番下のcolorですが、30、10、20という数字がございまして、右端の3という数字を超えているということでございます。

騒音につきましては、その次のページでございまして、noiseということですが、こちらのほうはpointとありますが、5カ所ありまして、これらのうち、上から1、2、3、4、5とあるのですが、4以外の場所で、右端の国の基準値を超える数値が出ているということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○村山委員長 ありがとうございます。

では、何かご質問ありますでしょうか。

日比委員。

○日比委員 ありがとうございます。記憶をたどりながらなので間違っていたらお許しいただきたいのですが、たしか、一つは島の周辺に珊瑚礁とかがあったかどうかで、このサンプリング地点と珊瑚礁とかが、リーフがあったかとかがあれば、その位置関係を教えていただきたいのと、もう一点は、たしかこの島の、非常に多孔質の、多分ライムストーンなんかがベースになっている土壌というか、地質だったというふうに記憶しています。割と特異な地質で、例えば、地下水への浸透、その水理的なことなんかも、また違った影響があるのではいかというような議論があったように記憶するのですけれども。今回のこのレポートの結果と、その地質の関係で、何か、所見として得られるものがあるのかどうかというのを教えていただければと思います。

○若林 まず最初の、採取した地点において珊瑚礁があるかどうかという。

○日比委員 影響が及び得る場所に珊瑚礁があるかどうかと、そのサンプリングをした地点との関係です。

○若林 まず、事業全体につきましては、パングラオ島全体が珊瑚礁に囲まれている島ではありますけれども、ご覧いただいてわかるように、空港自体は、当然島の中に建設するというので、工事、建設に当たって土壌が海側に流出しないとか、そういった形での配慮をしていくということで、取り決めて進めていただいているということでございます。

今回採取した地点は、見えにくいのですが、レポートに地点の記載がございまして、一つ目がこちらと、もう一つがこちらに当たります。

それから、地質につきましては、今回のモニタリングにおいて、そこへの影響といった形の分析までがなされているわけではございませんので、その点につきましては、今後モニタリングを継続する中で、その点についての必要性があれば、そこも確認していくということで考えさせていただきたいと思います。

○村山委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○作本副委員長 今、数値のご紹介いただいたのですが、水関係で、やっぱり地下水と、この海の主なpH、DO、TSS、色、みんなほぼ基準をオーバーしていますね、場合によっては10倍近くオーバーしている。相当汚染が進んでいるということを、今ご

報告いただいた。騒音についても、もうオーバーしている状態であります。

これが気になるのは、もともと汚染されていたことによってこういう数値なのか、あるいは今回のプロジェクトによってこれが引き起こされているものなのかということ、やっぱりできるだけわかりやすく伝えていただけると助かるのですけれども。特にこの空港建設に伴って、こうやってさらに悪化が進んでいるのだったら、短期的なものであるのか、または長期的に影響を残すのかということも含めて、やはり重要なモニタリング報告だったと思います。印象めいたものもありますけれども、以上です。

○村山委員長 今の点について何かありますでしょうか。ベースラインとの比較などがあれば、わかりやすいと思うのですが。今日の時点では難しいでしょうか。

○若林 ベースラインとの比較は、手元に今正確な資料がございませんので、またの機会にというふうに思いますが、ご指摘いただいた点はごもっともかと思っております。私どももレポートをいただいて、まだ期間が短いところもございますけれども、ご指摘のように、想定されていたデータと、それから工事中、施行後どういうふうに変っていくのかといったところは、しっかりモニタリングをさせていただきたいと思っております。

○作本副委員長 わかりました。ただ、JICAさんのお仕事で、結果的にこういう問題を引き起こしたなんていうことを言われないうちにも、やはりきちんとしてモニタリングを追って行っていただきたいと思います。

○村山委員長 では、清水谷委員どうぞ。

○清水谷委員 色の部分で確認させていただきたいのですが。色の分析というのは、単位がないのですけれども、これは何かスタンダードのものと比べるというようなことなんでしょうか。

それから、5に対して20とか出ているものに対して、それがどのくらい悪いことなのか、どうなのかというのがわかりにくいのですけれども、こういった分析方法のものか、もしご存じでしたら教えていただきたいのですけれども。

○若林 ありがとうございます。詳しい検査方法については確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的には水質分析の一環として色を見ているということで理解しております。今回のレポートにおきましては、通常エンジニアレベルで目にするような数値よりも相当程度大きい数字になっているという、いわゆる平均的な数値よりも大きいということでレポートにも記載がございます。この点については、現時点で私どもも詳細なフィードバックもいただいておりますので、確認をさせていただければというふうに思います。

○清水谷委員 ありがとうございます。

○村山委員長 今の点は、後ほどメールか何かでお伝えいただくということでよろしいですか。

○若林 はい。

○村山委員長 では、松本委員。

○松本委員 今回というか、この案件については、住民移転のほうは公開の対象ではないということですので、コメントだけです。

ご存じだと思いますけれども、ボホールというところは元来バヤン系が強い土地柄でして、来年の大統領選挙に向けて、私たちの見方からすると政治的嫌がらせ、あるいは地域の分断というのが既に起きていると承知しています。

ですので、特に社会影響を見ていく中で、公開をされていないので、こちらがどういふことはできないのですが、JICAのほうとしては、やはり来年の大統領選挙に向けて、特にそうして、政治的緊張が起きやすい場所で進めている事業で、住民移転が発生するようなどころについては、より注意をして、目配りをしてほしいなというふうに思います。

○若林 コメントいただきましてありがとうございます。十分配慮をしてモニタリングをさせていただきたいと思います。

○村山委員長 では、ほかはいかがでしょうか。

それでは、こちらについては、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、2件目に移らせていただきます。インドのレンガリ灌漑事業ですね。準備ができましたらご報告をお願いいたします。

○丸山 インドのレンガリ灌漑事業フェーズ2を担当しております南アジア課の丸山と申します。よろしくお願いいたします。

本件、モニタリング結果のご報告ということで、まず初めに事業の概要を簡単に説明させていただきます。

まず事業の背景ですが、もうご承知のとおり、インドの農村部における貧困が非常に深刻である中で、事業対象州であるオディシャ州の貧困率というのがインドの平均を大きく上回っておりまして、またあわせて灌漑施設が非常に不十分だという現状があります。こういった現状のもと、オディシャ州の農家の生計向上が非常に同州の課題ともなっておりまして、本件フェーズ1に継続してフェーズ2を実施することになりました。

本件ですが、1997年から継続して灌漑事業を展開しております。レンガリ灌漑事業(III)に関しましては、先月事業が終了いたしました。

これらの事業のフェーズ1としているのですが、これらの事業を通じてブラマニ川左岸水路の29.17km～71.313km区間の灌漑設備の建設及び技術支援を実施いたしました。

本件におきましては、ブラマニ川流域の71.313km～123.5km区間におきまして灌漑施設を新設いたしまして、あわせて水利組合の組織化ですとか、農業指導等を行うこ

とにより農業生産性の拡大を図り、同州の農家の所得向上に努めようとするという事業計画となっております。

実施機関ですけれども、オディシャ州の水資源局となっております。

借款金額ですが、339億5,900万となっております。

実施スケジュールは記載のとおりです。

事業内容ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、新設の灌漑施設ということで、幹線水路、支線水路、末端圃場内の整備を主に行うこととしております。あわせて農家の技術指導ですとか、あとは水利組合の組織強化、末端施設維持管理等も行っていく予定です。

こちらが簡単な事業概要図となりますけれども、向かって左側が世銀の支援区間となっております、続きましてフェーズ1で実施した事業区間となっております。一番右端が本事業で対象とする灌漑施設のエリアとなっております。こちらが大体50kmほどとなっております。

環境社会配慮面の情報ですけれども、本件はカテゴリーAに分類しております。

主な環境社会配慮の事項ですけれども、施行中は騒音・振動、大気汚染、廃棄物等。操業中は騒音・振動、水質等が挙げられております。

3点目に、用地取得及び非自発的住民移転等も、主な環境社会配慮の事項として記載させていただいております。

本件のモニタリング結果ですが、環境面におきましては、まだ土木工事のほうが始しておりませんので、こちらはまだ公開できるような状況にはなっていません。

社会面におきまして、こちらは主に用地取得ですが、こちらはパッケージごとに用地取得を実施しております。先月、2015年11月時点では、約138haの約8%の用地取得を完了しております。住民移転を伴う用地取得は、まだ実施できておりません。

こちらがモニタリング結果となっております。

まず、パッケージA-1なのですけれども、こちらは用地取得が100%完了しております。A-2、A-3と、こちらA-2のほうも、ほぼ完了はしているのですけれども、A-3がまだ14.5%と、まだ引き続き、継続して用地取得を実施している段階でございます。

このパッケージAなのですけれども、主に幹線水路での用地取得を指しております。

B-1、B-2は支線水路となっているのですけれども、こちらは4.2%、また17.9%の用地取得となっております。

パッケージCなのですが、こちらと同じく支線水路のための用地取得のパーセンテージを示しております。

パッケージDですけれども、こちらは幹線水路を対象としたものです。こちらはトンネルの工事も含まれておりまして、まだこちらに関しては灌漑の施設設計が完成していないため、まだゼロパーセントとさせていただいております。

パッケージE、こちらも幹線水路でして、こちらは16.3%の用地取得が完了しており

ます。

残りのG～Jに関しまして、こちらに関しては支線水路なんですけれども、まだ用地取得に着手できていないという段階になっております。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

横長の資料については、特にご説明はありませんか。

○岩田 審査部の岩田と申します。配付しております横長の資料につきましては、パワポで表示しております、例えば、パッケージA-1とかA-2、これの詳細な数字がどのようなになっているかということを記載させていただいておりますので、今回ご覧になっていただきたいという趣旨で配付しておりますので、今回の説明では省略させていただきたいと思います。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、何かご質問ありますでしょうか。

鋤柄委員から。

○鋤柄委員 本当に「参考まで」というふうに今おっしゃった、この横長の資料で、このパッケージA-2の右から3番目、これは苦情申し立てということなのでしょうか。このパッケージA-2の欄、これは何と訳すのですか……

○岩田 これがパッケージA-2の詳細の内訳になっておりまして、3番目というのは。

○鋤柄委員 右から3番目です。

○岩田 そうですね、これはいわゆる苦情となっております。

○鋤柄委員 マタプールと読むのでしょうか、この村だけで苦情の件数が特別に多いのは、何か事情があるのでしょうか。もしわかれれば参考までに教えてください。

○岩田 特別にこの村だけ何か事情があるのかと言われると、すみません、そこまで把握できていないのですけれども、確認したところ、主な苦情の内容としましては、補償金額が低いので、もっと欲しいというような要求があるようなので、そういうのも苦情としてカウントしておりますので、今回ここに数字が41件というふうに出ております。

○村山委員長 田辺委員。

○田辺委員 質問としては同じだったのですが、ぜひその定性的な内容も含めてご報告いただけると。多分、環境モニタリングと違って、社会モニタリングのほうは、この数字だけ見ても、何かを意味していないことも多々あるので、ぜひそのあたりをご検討いただければと思います。

○岩田 承知いたしました。ありがとうございます。

○村山委員長 そのほかはいかがでしょうか。

正直に申し上げて、この段階でご報告を受ける必要があるのかどうか疑問です。モニタリング結果というところを書いてある用地取得は、これはプロジェクトの進捗状

況を示しているだけで、環境や社会のモニタリングではないですよ。ですから、むしろこちらの、横長の資料について詳しくご説明いただくほうが、より必要だったのではないかと思います。

○岩田 ご指摘ありがとうございます。補足させていただきますと、これは用地取得全体をまとめたサマリーシートで、モニタリング結果として、表上のとおり分かれてはいますが、インド側の用地取得の手續に、様々なステップがありまして、その各ステップごとに、用地取得の状況がどの段階にあるのかというところがモニタリング結果として出てきております。インド側の内部手續に関しましては、今回詳細をお伝えしても、あまり意味があることではないのかなと考えましたので、今回はパッケージごとに行われています用地取得に関しまして、現在この程度の用地取得が完了しておりますという趣旨で発表させていただきました。

○村山委員長 わかりました。今のところの進め方としては、各プロジェクトについて、一度モニタリングの結果をご報告いただくということですね。その後はウェブの資料等で、委員それぞれ確認をしていただくということですので。できれば、内容がわかるような段階でお願いするのがよいと思います。

今回はこの形で進めていただいたということなのですが、今後、その点をご検討いただきたいと思います。

○岩田 承知いたしました。

○村山委員長 そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、この件はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

では、6番まで終わりましたので、7番、その他ということですが、何か委員の方からありますでしょうか。

よろしいですか。もしないようでしたら、今後のスケジュール確認をして終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○村瀬 それでは最後に事務局からですが、今後のスケジュール確認ですが、議事次第の一番下に書きましたように、次回の第65回全体会合は、1月15日金曜日14時30分から場所はJICA本部ではなくてJICA研究所、市ヶ谷のほうになりますので、お間違えなきようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

では、全体会合としてはこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時06分閉会